令和７年

第２回おいらせ町議会定例会

議　案　書

青森県おいらせ町

令和７年　第２回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件　名	頁
報告第　５　号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について）	5
報告第　６　号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について）	7
報告第　７　号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について）	9
報告第　８　号	専決処分の報告について（町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について）	11
承認第　７　号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第１号）について）	13
報告第　９　号	令和６年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について	15
報告第１０号	令和６年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について	17
報告第１１号	令和６年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書について	19
諮問第　２　号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	21
議案第４３号	おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	23
議案第４４号	おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第４５号	おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第４６号	おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	31
議案第４７号	神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について	33
議案第４８号	下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について	35
議案第４９号	令和７年度おいらせ町一般会計補正予算（第１号）について	37
議案第５０号	令和７年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について	42

議案番号	件　名	頁
議案第５１号	令和７年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第１号）について	45
議案第５２号	令和７年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	48

報告第　５　号

　　　専決処分の報告について

　木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

　　令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　　隆

専決第１２号

木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について

令和６年第３回おいらせ町議会定例会議案第４７号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成１８年９月１１日おいらせ町議会議決）第３号イの規定により、次のとおり専決処分する。

工事期間変更

変更後	令和６年　９　月１０日から令和７年１０月３１日まで
変更前	令和６年　９　月１０日から令和７年　８　月２９日まで

令和　７　年　５　月２２日　専決

おいらせ町長　成　田　　　隆

報告第　６　号

専決処分の報告について

木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

専決第１３号

木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について

令和６年第３回おいらせ町議会定例会議案第４８号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成１８年９月１１日おいらせ町議会議決）第３号イの規定により、次のとおり専決処分する。

工事期間変更

変更後　　令和６年　９　月１０日から令和７年１０月３１日まで

変更前　　令和６年　９　月１０日から令和７年　８　月２９日まで

令和　７　年　５　月２２日　専決

おいらせ町長　成　田　　　隆

報告第　７　号

専決処分の報告について

木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

専決第１４号

木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について

令和６年第３回おいらせ町議会定例会議案第４９号をもって議会の議決を経た、木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成１８年９月１１日おいらせ町議会議決）第３号イの規定により、次のとおり専決処分する。

工事期間変更

変更後　　令和６年 ９ 月１０日から令和７年１０月３１日まで

変更前　　令和６年 ９ 月１０日から令和７年 ８ 月２９日まで

令和 ７ 年 ５ 月２２日　専決

おいらせ町長　成　田　　　隆

報告第　８　号

専決処分の報告について

町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

専決第１５号

町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について

令和６年第２回おいらせ町議会臨時会議案第６１号をもって議会の議決を経た、町民交流センター照明器具改修工事請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成１８年9月１１日おいらせ町議会議決）第３号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額　　　　　　１，６６１，０００円の減額
　変更後の契約金額　１０３，３８９，０００円
　変更前の契約金額　１０５，０５０，０００円

令和 7 年 5 月２２日　専決

おいらせ町長　成　田　　　隆

承認第　７　号

専決処分の承認を求めることについて

令和７年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第１号）を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

専決第１１号

令和７年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第１号）について

（総則）

第１条　令和７年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和７年度おいらせ町病院事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収　　入		
第１款　事業収益	1,135,272 千円	9,900 千円	1,145,172 千円
第１項　医業収益	951,954 千円	9,900 千円	961,854 千円
	支　　出		
第１款　事業費用	1,135,272 千円	9,900 千円	1,145,172 千円
第１項　医業費用	1,127,923 千円	9,900 千円	1,137,823 千円

令和 ７ 年 ５ 月 ９ 日　専決

おいらせ町長　成　田　　　隆

報告第　９　号

令和６年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第１項の規定に基づき、令和６年度おいらせ町一般会計予算のうち令和７年度に繰り越したものについて、別紙のとおり報告する。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

令和６年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	継続費の総額	令和６年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度逓次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度逓次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・県支出金	地方債	その他
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎建設測量・調査・設計事業	271,294,000	99,658,000	0	99,658,000	16,431,800	83,226,200	83,226,200	72,626,200	0	10,600,000	0
10 教育費	3 中学校費	木ノ下中学校講堂改築事業	850,852,000	420,426,000	0	420,426,000	420,425,500	500	500	500	0	0	0
合計			1,122,146,000	520,084,000	0	520,084,000	436,857,300	83,226,700	83,226,700	72,626,700	0	10,600,000	0

令和７年６月５日　提出

おいらせ町長　　成　田　　隆

報告第１０号

令和６年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定に基づき、令和６年度おいらせ町一般会計予算のうち令和７年度に繰り越したものについて、別紙のとおり報告する。

令和　7　年　6　月　5　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

令和６年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
2 総務費	2 企画費	生活支援商品券支給事業	78,661,000	78,649,000		72,549,000			6,100,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民非課税世帯等臨時特別給付金事業	25,070,000	11,602,000		11,558,000			44,000
		原油価格・物価高騰対策支援事業	5,040,000	2,100,000		1,450,000			650,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	町道舗装補修事業	79,167,000	79,167,000			79,100,000		67,000
		橋りょう整備事業	5,940,000	5,940,000			5,300,000		640,000
		除雪車両更新事業	36,300,000	36,300,000			36,300,000		0
10 教育費	2 小学校費	小学校防犯施設整備事業	34,582,000	34,582,000		15,709,000	18,800,000		73,000
	3 中学校費	中学校防犯施設整備事業	21,156,000	21,156,000		9,633,000	11,500,000		23,000
	5 保健体育費	町民交流センター照明器具改修事業	108,141,000	108,141,000	5,000,000		94,600,000		8,541,000
合計			394,057,000	377,637,000	5,000,000	110,899,000	245,600,000	0	16,138,000

令和７年６月５日　提出

おいらせ町長　　成　田　　隆

報告第１１号

令和６年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第１項の規定に基づき、令和６年度おいらせ町下水道事業会計予算のうち令和７年度に繰り越したものについて、別紙のとおり報告する。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

令和６年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

（単位：円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	古間木山地区農業集落排水処理施設改修事業	3,641,000	0	3,641,000	0	0	3,641,000	0	0	資材（ブロワ装置）調達にあたりメーカーからの納入に時間を要したため
		下水道管きょ等点検調査事業	38,706,000	33,231,000	2,000,000	800,000	0	1,200,000	3,475,000	0	事業計画の再検討に時間を要したため

令和７年６月５日　提出

おいらせ町長　　成　田　　隆

諮問第　２　号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

記

推薦する者の住所、氏名、生年月日

氏　　名　　佐藤（さとう）　修（おさむ）

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

提案理由

人権擁護委員（和田貴美子氏）の退任に伴い、後任の委員に佐藤修氏を候補者として推薦することについて、意見を求めるものである。

諮問第　２　号参考資料

議案第４３号

おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者をおいらせ町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

任命する者の住所、氏名、生年月日

氏　　名　　松（まつ）　林（ばやし）　義（よし）　一（かず）

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

提案理由

おいらせ町教育委員会教育長（松林義一氏）の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命するため提案するものである。

議案第４３号参考資料

議案第４４号

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 ７ 年 ６ 月 ５ 日　提出

おいらせ町長　成　田　　隆

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）の一部改正に伴い、青森県の取り扱いに準じ、育児を行う職員の時間外勤務の制限について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第１項中「職員が、規則の定めるところにより、その」を削り、「、当該職員」を「当該職員」に改め、「おいて同じ。）」の次に「のある職員が、規則で定めるところにより、当該子」を加え、同項第１号中「のある職員」を削り、同項第２号中「のある職員であって、規則で定めるもの」を削り、同条第２項中「職員が、規則の定めるところにより、その」を削り、「、当該職員」を「当該職員」に、「を養育する」とあるのは、」を「」とあるのは」に、「を介護する職員が、規則の定めるところにより、」を「」と、「当該子を養育する」とあるのは「」に改める。

第８条の３第２項及び第４項中「３歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４５号

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の一部改正に伴い、青森県の取り扱いに準じ、育児を行う職員の部分休業について、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第３項」を「第１９条第６項」に、「及び第２項の」を「から第３項まで及び第５項の」に改める。

第１９条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条及び第２５条第２項において同じ」を加える。

第２０条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第２０条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第２１条及び第２２条を次のように改める。

（第２号部分休業の承認）

第２１条　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

(1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

(2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第２２条　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２３条を第２７条とし、第２２条の次に次の４条を加える。

（育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間）

第２３条　育児休業法第１９条第２項第２号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

(2) 非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第２４条　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずることとなったこととする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第２５条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１８条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

２　部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２６条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第１９条第３項の規定による変更をしたときとする。

附　則

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

２　この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後のおいらせ町職員の育児休業等に関する条例第２３条の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「5」とする。

議案第４６号

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成１８年政令第３７９号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成２５年おいらせ町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３６条第６号中「第２１条第２項第１号」を「第２２条第２項第１号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４７号

神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について

神明橋橋梁補修工事請負契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和　7　年　6　月　5　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第４９号）第２条の規定により、神明橋橋梁補修工事請負契約を締結するため提案するものである。

別　紙

1　契約の目的　　神明橋橋梁補修工事

2　契約の方法　　指名競争入札

3　契約金額　　　１２２，３２０，０００円

4　契約の相手方　青森県上北郡おいらせ町立蛇７１番地
株式会社　柏崎組
代表取締役社長　柏崎　尚久

議案第４８号

下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について

下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約を別紙のとおり締結するものとする。

令和 ７ 年 ６ 月 ５ 日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

提案理由

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第４９号）第２条の規定により、下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約を締結するため提案するものである。

別　紙

1　契約の目的　　下田公園野球場クレイ舗装等改修工事

2　契約の方法　　条件付き一般競争入札

3　契約金額　　　９３，２８０，０００円

4　契約の相手方　青森県上北郡おいらせ町深沢平８８番地
株式会社　種市建業
代表取締役　小向　卓美

議案第４９号

令和７年度おいらせ町一般会計補正予算（第１号）について

令和７年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８５，８８４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２，４００，８８４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,411,917	22,612	2,434,529
	2 国庫補助金	760,651	22,612	783,263
19 繰入金		449,077	60,472	509,549
	2 基金繰入金	449,075	60,472	509,547
21 諸収入		72,998	1,800	74,798
	5 雑入	63,525	1,800	65,325
22 町債		778,700	1,000	779,700
	1 町債	778,700	1,000	779,700
歳入合計		12,315,000	85,884	12,400,884

歳　出　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		102,595	5,282	107,877
	1 議会費	102,595	5,282	107,877
2 総務費		1,825,400	3,577	1,828,977
	1 総務管理費	771,176	△2,679	768,497
	2 企画費	641,565	4,420	645,985
	3 徴税費	254,597	△2,078	252,519
	4 戸籍住民登録費	113,747	3,914	117,661
3 民生費		4,616,017	54,006	4,670,023
	1 社会福祉費	1,990,415	4,745	1,995,160
	2 児童福祉費	2,625,602	49,261	2,674,863
4 衛生費		971,550	△4,643	966,907
	1 保健衛生費	395,142	△6,256	388,886
	2 清掃費	330,470	1,613	332,083
6 農林水産業費		241,527	△920	240,607
	1 農業費	218,365	△1,010	217,355
	2 林業費	11,246	90	11,336
7 商工費		113,206	△107	113,099
	1 商工費	113,206	△107	113,099
8 土木費		1,201,154	27,122	1,228,276
	1 土木管理費	94,149	2,154	96,303
	2 道路橋りょう費	632,917	9,100	642,017
	3 都市計画費	464,376	6,694	471,070
	4 住宅費	9,712	9,174	18,886
10 教育費		1,850,729	1,567	1,852,296
	1 教育総務費	195,161	3,249	198,410
	2 小学校費	167,495	435	167,930

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	4 社会教育費	305,882	△7,472	298,410
	5 保健体育費	563,356	5,355	568,711
歳出合計		12,315,000	85,884	12,400,884

第2表　地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
阿光坊地区農事集会所改修事業（適正管理推進事業）	千円 11,700	証書借入	年3.5%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 12,300	証書借入	年3.5%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
川口保育園整備費補助事業	68,700				69,100			

議案第５０号

令和７年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

令和７年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，９６２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，３９８，９１８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		289,385	△1,962	287,423
	1 一般会計繰入金	231,685	△1,962	229,723
歳入合計		2,400,880	△1,962	2,398,918

歳　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,768	△1,962	52,806
	1 総務管理費	49,332	△1,962	47,370
歳出合計		2,400,880	△1,962	2,398,918

議案第５１号

令和７年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

令和７年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，４５２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，４３４，２０８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		471,065	4,452	475,517
	1 一般会計繰入金	424,694	4,452	429,146
歳入合計		2,429,756	4,452	2,434,208

歳　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		106,391	4,452	110,843
	1 総務管理費	90,857	4,452	95,309
歳出合計		2,429,756	4,452	2,434,208

議案第５２号

令和７年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

令和７年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，８８８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０８，７８９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年　６　月　５　日　提出

おいらせ町長　成　田　　　隆

第１表　　歳入歳出予算補正

歳　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		108,562	△2,888	105,674
	1 一般会計繰入金	108,562	△2,888	105,674
歳入合計		311,677	△2,888	308,789

歳　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		23,138	△2,888	20,250
	1 総務管理費	20,962	△2,888	18,074
歳出合計		311,677	△2,888	308,789